5 ｜ 組織

1. 組織と業務

- 館長
  - 副館長兼総務部長 ― 総務課長 ― 管理調整係長
    - 主査　1名
    - 主任　1名
    - 管理業務専門職　8名
    - 雇員　1名

〈業務内容〉
1 職員の人事、服務に関すること。
2 職員の給与、旅費及び福利厚生に関すること。
3 美術館協議会の事務に関すること。
4 公印の管理に関すること。
5 表彰に関すること。
6 観覧料等歳入に関すること。
7 予算の編成並びに決算に関すること。
8 予算の執行に関すること。
9 公用車の管理に関すること。
10 文書の管理に関すること。
11 一般展示室及び講堂等の使用許可に関すること。
12 施設、設備の維持管理等に関すること。
13 展示作品、資料の監視に関すること。
14 美術振興会に関すること。
15 企画展実行委員会に関すること。
16 美術館後援会に関すること
17 その他学芸部の所掌に属しない事項に関すること。

  - 副館長兼学芸部長
    - 学芸第一係長
      - 主任　1名
      - 主事　1名
      - 学芸業務専門職　1名
    - 学芸第二係長
      - 課長補佐　1名
      - 主任　1名
      - 学芸業務専門職　1名
    - 課長補佐兼教育普及係長
      - 課長補佐　1名
      - 普及業務専門職　3名

〈業務内容〉
1 美術品等の（寄贈及び寄託を含む）収集、保管、展示等に関すること。
2 美術に関する専門的な調査研究に関すること。
3 美術作品と作家の調査研究に関すること。
4 美術に関する展示会、講演会、講座等に関すること。
5 美術品等に関する目録、図録及び研究報告書等の刊行に関すること。
6 美術品等の寄贈、寄託についての事務処理に関すること。
7 美術品等の閲覧、貸出しについての事務処理に関すること。
8 美術館の事業についての普及及び広報に関すること。
9 美術品等の閲覧、貸出しに関すること。
10 美術資料、図書の整理保存に関すること。
11 他の美術館、博物館、学校、その他の関係機関、団体等との連絡及び協力に関すること。
12 移動美術館に関すること。
13 美術品収集委員会に関すること。
14 その他美術館の事業についての専門的な事項に関すること。
15 講堂の活用に関すること。

  - 岐阜県美術館協議会　15人以内
  - 岐阜県美術館美術品収集委員会　7人以内
  - 岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会　10人以内

2. 職員

館長

日比野 克彦

総務部

副館長兼総務部長	池戸 昭弘
総務課長	若宮 靖範

管理調整係

係長	梅村 玲子
主査	井上 充
主任	山田 愛実
管理業務専門職	西村 友里
管理業務専門職	井戸 梨愛
管理業務専門職	足立 絢子
管理業務専門職	金森 満理奈
管理業務専門職	三宅 洋子
管理業務専門職	道家 幸子
管理業務専門職	中野 ともよ
管理業務専門職	伴 絵美
雇員	臼井 あり
後援会書記	髙木 真紀子
後援会書記	宮田 麻梨子

学芸部

副館長兼学芸部長	正村 美里

学芸第一係

係長	青山 訓子
主任	松岡 未紗
主事	芝 涼香
学芸業務専門職	有元 まなか

学芸第二係

係長	廣江 泰孝
課長補佐	村瀬 範弘
主任	西山 恒彦
学芸業務専門職	桐井 美緒

教育普及係

課長補佐兼係長	福井 清治
課長補佐	林 隆一
普及業務専門職	上田 一雄
普及業務専門職	河井 俊幸
普及業務専門職	國枝 彩帆

3. 協議会、委員会

岐阜県美術館 協議会　任期：平成28年9月24日～平成30年9月23日（2年）

氏名		備考
会長	杉山 幹夫	岐阜新聞社　名誉会長、岐阜放送　代表取締役会長
委員	鹿島 紀子	岐阜県PTA連合会　副会長
〃	熊崎 勝利	絵画部門代表者
〃	重森 万紀	NHK岐阜放送局長
〃	篠田　薫	学校法人篠田学園　理事長
〃	高橋 博美	岐阜県高等学校文化連盟　会長（岐阜県立加納高等学校長）
〃	竹花 孝則	（株）中日新聞岐阜支社　支社長
〃	地守 素子	医療法人和光会　副理事長兼専務理事
〃	所　弘子	工芸部門代表者
〃	猫田　孝	岐阜県議会議員
〃	早矢 仕晶子	立体部門代表者
〃	松井 恵美子	公募
〃	村瀬 幸雄	（株）十六銀行　取締役頭取
〃	和田 有司	岐阜県学校教育研究会小学校図画工作科部会長（岐阜市立岩小学校　校長）

（委員は五十音順）

岐阜県美術館 美術品収集委員会　平成28年度

氏名		備考
委員	杉山 幹夫	岐阜新聞社名誉会長、岐阜放送代表取締役会長
〃	田口 義嘉壽	セイノーホールディングス取締役相談役
〃	村田 眞弘	豊田市美術館長
〃	本江 邦夫	多摩美術大学教授
〃	山田 美佐子	稲沢市荻須記念美術館長
〃	山脇 佐江子	前姫路市立美術館長
〃	雪山 行二	富山県立近代美術館長

（委員は五十音順）

岐阜県美術館 展示室等の利用に関する懇話会　平成28年度

氏名		備考
有識者	折戸 加奈子	グラフィックデザイン
〃	小島 義弘	（株）岐阜新聞社
〃	近藤 龍宏	写真
〃	傍島 幹司	洋画
〃	土屋 明之	彫刻
〃	平田 蘭石	書
〃	山本 真一	日本画

（有識者は五十音順）

4. 関係法規

岐阜県美術館 条例

（昭和57年3月26日　岐阜県条例第13号）

（設置）

第1条　県民の美術に関する知識及び教養の向上に資するため、岐阜市に岐阜県美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

（事業）

第2条　美術館は、美術品その他美術に関する資料（以下「美術品等」という。）を収集し、保管し、及び展示し、並びに県民の美術に関する創作又は研究を促進するために必要な事業を行う。

（観覧料等）

第3条　展示室に常設的に展示する美術品等を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納入しなければならない。ただし、次項の特別観覧料を納入した者については、この限りでない。

2　特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、一人につき1,500円の範囲内で知事がその都度別に定める額の特別観覧料を納入しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、次に掲げる者の観覧料及び特別観覧料の額は、無料とする。

一　幼児、小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者

二　文化の日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日をいう。）に観覧する者

（使用の許可等）

第4条　別表第2の上欄に掲げる施設及び設備（以下「展示室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2　教育委員会は、展示室等を使用させることが美術館の管理上適当でないと認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3　第1項の規定による許可を受けた者（以下「展示室等の使用者」という。）は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。

4　第1項の許可には、美術館の管理上必要な条件を付けることができる。

（使用許可の取消し等）

第5条　教育委員会は、展示室等の使用者に対して美術館の管理上必要な指示をすることができる。

2　教育委員会は、展示室等の使用者が次の各号の一に該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、又は展示室等の使用の停止を命ずることができる。

一　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二　許可の内容又は条件に違反したとき。

三　前項の規定による指示に従わないとき。

四　詐偽その他不正な行為により許可を受けたことが明らかになつたとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

（観覧料等の納入方法等）

第6条　観覧料、特別観覧料又は使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2　納入した観覧料、特別観覧料又は使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3　知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

（原状回復義務）

第7条　展示室等の使用者は、その使用を終了したときは、直ちに展示室等を原状に回復しなければならない。第5条第2項の規定により展示室等の使用の許可を取り消された場合においても、同様とする。

（遵守義務）

第8条　何人も、美術館（駐車場を含む。以下この条及び第14条において同じ。）においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　美術館の施設及び設備並びに美術品等をき損し、又は汚損しないこと。

二　他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三　前二号に掲げるもののほか、教育委員会が指示する事項。

2　教育委員会は、前項各号の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、美術館から退去することを命ずることができる。

（美術館協議会）

第9条　博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、美術館に岐阜県美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第10条　協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員15人以内で組織する。

2　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条　協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2　会長は、協議会の会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第12条　協議会の会議は、会長が招集する。

2　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

（過料）

第14条　第８条第２項の規定による退去の命令に違反して美術館から退去しなかつた者は、50,000円以下の過料に処する。

附則

1　この条例は、昭和57年７月１日から施行する。ただし、第３条から第８条まで、第14条及び次項の規定は、同年11月３日から施行する。

2　第３条の規定にかかわらず、昭和57年11月３日から同年12月19日までの間において美術品等を観覧しようとする者は、一人につき700円の範囲内で知事が定める額の観覧料を納入しなければならない。

岐阜県屋外広告物条例（昭和39年岐阜県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第４条第11号中「及び博物館」を「、博物館及び美術館」に改める。

（以下改正附則略）

別表第１（第３条関係）

区分	観覧料の額（１人につき）	
	個人	団体(20人以上に限る)
大学の学生及びこれに準ずる者	220円	160円
その他の者	330円	270円

別表第２（第４条関係）

区分	使用料の額(1日につき)	区分	使用料の額(1日につき)
一般展示室(小)	8,640円	多目的ホール	38,570円
一般展示室(中)	17,280円	講堂	15,430円
一般展示室(大)	25,920円	野外展示場	3,290円
附属設備	知事が定める額		

備考

1　１日とは、午前10時から午後６時までの間をいう。

2　講堂を、午前10時から午後１時までの間に使用する場合の使用料の額は6,580円、午後１時から午後５時までの間に使用する場合の使用料の額は8,850円とする。

3　展示室等の使用者(附属設備の使用者を除く。)が入場料その他これに類する対価を入場者から徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の２倍とする。

※博物館法(昭和26年12月１日法律第285号)抜粋

第20条　公立博物館に博物館協議会を置くことができる。

2　博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

岐阜県美術館 管理規則

（昭和57年7月1日　岐阜県教育委員会規則第15号）

（総則）

第1条　この規則は、岐阜県美術館条例(昭和57年岐阜県条例第13号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、岐阜県美術館(以下「美術館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条　美術館の休館日は、次のとおりとする。

一　月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第３条に規定する休日(以下この号において「休日」という。)である場合には、当該月曜日の最初の休日でない日)

二　12月27日から翌年１月３日まで。

2　前項の規定にかかわらず、美術館の長(以下「館長」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ、教育長に届け出たうえで、臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において館長は、あらかじめ、その旨を美術館の掲示場に掲示しなければならない。

（開館時間）

第3条　美術館の開館時間は、午前10時から午後６時までとする。ただし、常設展示室又は特別展示室へ入室することができるのは、午前10時から午後５時30分までの間とする。

2　前項の規定にかかわらず、館長は必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入室を制限することができる。

（展示室等の使用の許可等）

第4条　条例第４条第１項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、展示室等利用申込書(別記第１号様式)を館長に提出しなければならない。

2　館長は、前項の許可をしたときは展示室等利用承認通知書(別記第２号様式)を、許可しなかったとき又は条例第５条第２項の規定により許可を取り消し、若しくは展示室等の使用の停止を命じたときは展示室等利用不承認(取消・停止)通知書(別記第３号様式)を交付するものとする。

（遵守事項）

第5条　条例第８条第１項第３号の教育委員会が指示する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　美術品等に触れないこと。

二　美術品等の近くでインク等を使用しないこと。

三　所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。

四　その他館長が必要と認めて指示する事項。

（模写、模造、撮影等）

第6条　美術品等の模写、模造、撮影その他これらに類する行為(以下「模写等」という。)をしようとする者は、美術品等模写等許可申請書(別記第４号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。次条第２項の規定により美術品等の貸出しを受けた者が当該美術品等の模写等をしようとする場合についても、同様とする。

2　館長は、前項の許可をしたときは、美術品等模写等許可書(別記第５号様式)を交付するものとする。

（美術品等の貸出し等）

第7条　館長は、美術品等(寄託を受けたものを除く。以下次条から第10条までにおいて同じ。)を、国立の美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)に基づく美術館その他これらに準ずると認められるもの(以下「美術館等」という。)に貸し出すことができる。

2　前項の貸出しを受けようとする美術館等は、美術品等貸出許可申請書(別記第６号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

3　館長は、前項の許可をしたときは、美術品等貸出台帳(別記第７号様式)に登載し、美術品等貸出許可書(別記第８号様式)を当該申請者に交付するものとする。

（貸出期間）

第8条　美術品等の貸出期間は30日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2　館長は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、当該美術品等の返還を求めることができる。

（貸出を受けた美術館等の遵守義務）

第9条　第７条第２項の許可を受けた美術館等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　当該美術品等が滅失し、またはき損したときは、当該美術品等を原状に回復し、及びそれによって生じた損害を賠償すること。

二　当該美術品等の運搬及び維持管理に要する経費を負担すること。

三　第７条第２項の許可に係る利用の目的又は利用の場所を変更しないこと。

四　貸出期間満了の日までに指定された場所に返納すること。

五　前各号に掲げるもののほか館長が指示する事項。

（借用書の提出）

第10条　第７条第２項の許可を受けた美術館等は、当該美術品等の引渡しを受ける際、美術館等借用書(別記第９号様式)を館長に提出しなければならない。

（寄託及び寄贈）

第11条　館長は、美術品等の所有者若しくは権限ある占有者から、別に定めるところにより、寄託又は寄贈を受けることができる。

（岐阜県美術館協議会）

第12条　岐阜県美術館協議会の庶務は、美術館において処理する。

（委任）

第13条　この規則の施行に関し必要な事項は、館長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条から第10条までの規定は、昭和57年11月3日から施行する。

附則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

（以下改正附則略）

岐阜県美術館 観覧料等徴収規則

（昭和57年10月29日　岐阜県規則第102号）

（総則）

第1条　この規則は、岐阜県美術館条例(昭和57年岐阜県条例第13号。以下「条例」という。)に基づき、岐阜県美術館(以下「美術館」という。)の観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（観覧料等の納入）

第2条　展示室に常設的に展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第３条第１項に規定する観覧料を納入して、観覧券(別記第１号様式)の交付を受けなければならない。

2　特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第３条第２項に規定する特別観覧料を納入して、特別観覧券(別記第２号様式)の交付を受けなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、団体(20人以上に限る。)で美術品等を観覧しようとするときは、その代表者は、あらかじめ、団体観覧券交付申込書(別記第３号様式)を知事に提出したうえ、観覧料又は特別観覧料を納入して、団体観覧券(別記第４号様式)の交付を受けなければならない。

（前納の特例）

第3条　条例第６条第１項ただし書の規定により観覧料を後納しようとする者は、あらかじめ、観覧料等後納申請書(別記第５号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2　知事は、前項の規定により承認をしたときは、観覧料等後納承認書(別記第６号様式)により申請者に通知するものとする。

（観覧料等の免除）

第4条　条例第６条第３項の規定により観覧料等の免除を受けようとする者は、知事が特に認める場合を除き、あらかじめ、観覧料等免除申請書(別記第７号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2　知事は、前項の規定により承認をしたときは、観覧料等免除承認書(別記第８号様式)により申請者に通知するものとする。

附則

この規則は、昭和57年11月３日から施行する。

（以下改正附則略）

岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱

（総則）

第1条　この要綱は、岐阜県美術館条例（昭和57年岐阜県条例第13号。以下「条例」という。）及び岐阜県美術館管理規則（昭和57年岐阜県教育委員会規則第15号）並びに岐阜県美術館観覧料等徴収規則（昭和57年岐阜県規則第102号）の規定に基づき、岐阜県美術館の特別観覧料の決定、観覧料等の減免及び美術品の寄贈、寄託に関し必要な事項を定めるものとする。

（特別観覧料の決定）

第2条　館長は、特別の企画による展示を行う場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した資料を知事に提出するものとする。

一　企画展示の実施計画。

二　企画展示に要する経費及びその内訳。

三　企画展示の開催期間中に予想される観覧者数。

四　館長が試算した特別観覧料の額。

五　その他参考となる事項。

2　館長は、知事から特別観覧料の額の決定通知を受けたときは、これを美術館の掲示場に掲示するものとする。

（観覧料の減免）

第3条　次の各号の一に該当する者が美術品等の観覧をしようとするときは、条例第６条第３項の規定により観覧料又は特別観覧料を減免することができる。

一　児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者更正援護施設、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者援護施設及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉施設に入所している者で、当該施設等の職員に引率されている者及びこれらの引率者。

二　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく学校（大学及び高等専門学校を除く。）の幼児、児童及び生徒を学校の教育活動で引率して入館する教職員。

三　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者。

四　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者。

五　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者。

六　厚生省が定める療育手帳制度要綱に基づく療育手帳を所持する者。

七　美術品等を現に寄贈し、若しくは寄託している者又は館長の依頼により寄贈し、若しくは寄託するための手続きを現に行っている者。

八　国又は地方公共団体の関係者で、美術館施設調査の目的を持って視察する者。

九　岐阜県美術館後援会の会員証を所持する者。

十　（財）岐阜観光コンベンション協会が発行する割引券を持参した者。

十一　岐阜県が関係する行事等の参加者で、館長が特に必要と認める者。

十二　前各号に準ずる者で、館長が特に必要と認める者。

2　観覧料の減免の額は次のとおりとする。

一　前項第一号から第八号	全額
二　前項第九号から第十一号	団体料金との差額
三　前項第十二号	館長が認める額

（使用料の減免）

第4条　次の各号の一に該当する場合は、条例別表第２に掲げる施設の使用料を減免することができる。

一　県又は教育委員会が主催する展示会、講演会、講習会、研究会等（以下「展示会等」という。）については、当該使用料を免除する。

二　県又は教育委員会が他と共催する展示会等については、免除とする。

三　県又は教育委員会が後援する展示会等で、館長が特に必要と認める者については、当該使用料の半額とする。

四　展示室を準備、撤去のためのみに使用する場合は、当該使用料を免除する。

（美術品等の寄贈及び寄託）

第5条　館長は、美術品等の所有者又は権限ある占有者（以下「所有者等」という。）に依頼してその寄託又は寄贈を受ける場合には、美術品寄贈（寄託）書（別記第１号様式）により所有者等の承認を得なければならない。

2　館長の依頼によらないで美術品等を寄贈又は寄託しようとする者は、美術品寄贈（寄託）申込書（別記第２号様式）を館長に提出し、その承認を得なければならない。

3　館長は前項の規定により承認をしたときは美術品寄贈（寄託）承認書（別記第３号様式）を申込者に交付するものとする。

4　館長は、寄贈又は寄託品を受領したときは、寄贈（寄託）美術品台帳（別記第４号様式）に登載のうえ、寄贈の場合は、美術品寄贈証書（別記第５号様式）を、寄託の場合には、美術品寄託証書（別記第６号様式）を申込者に交付するものとする。

（寄託品の取扱い）

第6条　寄託品の保管及び展示は、美術館に所蔵する美術品等に準じて取扱うものとする。

附則

1　この要綱は、昭和57年11月３日から施行する。ただし、第３条第１項の二の規定は、平成３年４月１日から施行する。

2　この要綱施行の際、既に岐阜県美術館に寄贈又は寄託されている美術品等の寄贈又は寄託は、この要綱の規定により寄贈又は寄託されたものとみなす。

3　この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成元年10月31日から適用する。

附則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成18年４月１日から施行する。

附則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成18年９月１日から施行する。

岐阜県美術館 美術品収集委員会 設置要綱

（設置）

第1条　岐阜県美術館に収蔵する美術作品の選定に関する事務を適正かつ円滑に行うため、岐阜県美術館美術品収集委員会（以下「収集委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条　岐阜県美術館長（以下「美術館長」という。）は、岐阜県美術館に収蔵する美術に関する作品を選定しようとするときは、あらかじめ、当該作品の適否及びその価格について、収集委員会の意見を聴くものとする。

（委員）

第3条　委員構成は７人以内とする。

2　委員は、美術に関する専門知識を有するもので、次の各号に掲げるもののうちから館長が選任する。

一　大学教授

二　国公立美術館職員

三　その他学識経験者

（招集）

第4条　収集委員会は、必要に応じ、美術館長が招集する。

（設置期間）

第5条　収集委員会の設置期間は、美術館長が招集した日から１年以内とし、第２条の所掌事項を終了したときは速やかに解散する。

（任期）

第6条　委員の任期は、美術館長が依頼した日から１年以内とし、収集委員会が解散したときは解任されるものとする。ただし、第２条の所掌事項を終了するまでの期間において、委員の一部が欠けたときは、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2　委員は、解任後に再度選任することができる。

（謝金及び旅費）

第7条　委員が委員会に従事したときは、予算の範囲内で謝金を支給する。

2　委員が委員会に出席したときは、県の定める規定による旅費を支給する。

（守秘義務）

第8条　委員は、収集委員会を通して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第9条　委員会の庶務は、岐阜県美術館において行う。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、美術館長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和54年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日からから施行する。

岐阜県美術館 展示室等の利用に関する懇話会 設置要綱

（設置）

第1条　岐阜県美術館条例（昭和57年条例第13号）別表第２上欄に掲げる施設（以下「展示室等」という。）の運営について広く意見を徴することを目的として、岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　岐阜県美術館長（以下「美術館長」という。）は、展示室等の使用許可その他運営に関する事務を処理するにあたり、懇話会の意見を聴くことができる。

（懇話会有識者）

第3条　懇話会構成は、有識者10人以内とする。

2　前項の有識者は、美術に関する専門的知識を有する者及び学識経験を有する者の中から、美術館長が選任する。

（招集）

第4条　懇話会は、必要に応じ、美術館長が招集する。

（設置期間）

第5条　懇話会の設置期間は、美術館長が招集した日から１年以内とし、第２条の所掌事項を終了したときは速やかに解散する。

（任期）

第6条　懇話会の有識者の任期は、美術館長が選任した日から１年以内とし、懇話会が解散したときは解任されるものとする。ただし、第２条の所掌事項を終了するまでの期間において、懇話会の有識者の一部が欠けたときは、補欠の有識者の任期は、前任者の残任期間とする。

2　懇話会の有識者は、解任後に再度依頼することができる。

（雑則）

第7条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、美術館長が定める。

附則

1　この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2　岐阜県美術館展示室等利用審査委員会設置要綱（平成9年6月1日施行）は、廃止する。

岐阜県移動美術館 実施要綱

岐阜県移動美術館を実施する場合は、岐阜県教育委員会共催及び後援基準(昭和41年４月１日教育長決定)の規定によるほか、この要

綱に定めるところによる。

（開催趣旨）

第1条　岐阜県美術館(以下「美術館」という。)は、県民に親しまれ、開かれた美術館としての活動を、より幅広く推進するため、県民がその収蔵している作品を均等に鑑賞できるよう岐阜県移動美術館(以下「移動美術館」という。)を開催する。

（開催基準）

第2条　移動美術館は予算の範囲内で、飛騨、東濃地区等遠隔地域において開催する。

2　移動美術館は、地元市町村(以下「市町村」という。)又は市町村及び当該市町村に所在し、かつ美術館が認めた美術館(以下「地元美術館」という。)との共催で開催する。

3　移動美術館の時期、期間及びその規模等については、共催をする市町村又は市町村及び地元美術館と美術館が協議のうえ美術館が決定する。

4　移動美術館を行う会場は、美術館が展覧会を開催するにふさわしいと認めた施設であること。

（美術品等の取扱）

第3条　美術品等の輸送、展示等の取扱は、学芸員等美術品の取扱に十分な経験を有し、かつ信頼できる者が行うか、又は美術館学芸部の職員の立会いにより行うこと。

2　市町村又は市町村及び地元美術館は、美術品等に盗難又は損傷が生じないよう、その管理には万全の体制をとること。

（費用）

第4条　移動美術館に要する費用は、岐阜県が作品運搬展示費用と作品に関わる保険料及び展示等の指導にかかる旅費を負担し、それ以外のすべてを市町村又は市町村及び地元美術館が負担すること。

（収入）

第5条　観覧料収入は、市町村又は市町村及び地元美術館の収入とする。ただし、観覧料の額は市町村又は市町村及び地元美術館と美術館の協議により決定する。

（実施計画書、実施結果報告書）

第6条　市町村は、移動美術館の実施計画書及び実施結果報告書を美術館に提出すること。

（その他）

第7条　この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市町村又は市町村及び地元美術館と美術館が協議して定める。

附則

この要綱は、昭和59年６月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成９年６月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年７月１日から施行する。

岐阜県美術館 サポーター 設置要綱

（目的）

第1条　美術館の開放、参加、創造を理念に、美術館事業等に対する県民の参加、支援体制の確立を図るため、岐阜県美術館に美術館サポーターを設置する。

（定義）

第2条　岐阜県美術館サポーター(以下「サポーター」という。)とは、美術に関する分野で知識、経験や美術に関心をもつと認められる者で、サポーターとして登録を受けた者をいう。

（サポーターの支援内容）

第3条　サポーターは、概ね次に掲げることを行うものとする。

一　美術館事業に対する参加、支援。

二　美術館後援会事業に対する参加、支援。

（身分）

第4条　サポーターは、ボランティアとして無報酬とする。

（登録）

第5条　サポーターには、登録に基づき、名札を発行し、名札は美術館で保管するものとする。再登録は年１回実施するものとする。

（組織）

第6条　サポーターにより美術館サポーター会を組織し、役員として事務局長１名ほか、若干名の事務局役員を置く。

（役員の選任）

役員はサポーター総会において館長が委嘱する。

（役員の任期）

役員の任期は4月１日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

（特典）

第7条　サポーターは、名札の提示により、次に掲げる特典を受けることができる。

一　所蔵品展観覧料の減免。

二　企画展観覧料の減免。

三　美術講座、実技講座などの催しものの優先的参加。

四　その他美術館長が必要と認める事項。

（雑則）

第8条　この要綱に定めるもののほか、サポーターに関して必要な事項は美術館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成８年１月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年２月１日から施行する。

スクールミュージアム実施要綱

スクールミュージアムを実施する場合は岐阜県教育委員会共催及び後援基準(昭和41年４月１日教育長決定)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（開催趣旨）

第1条　岐阜県美術館(以下「美術館」という。)は、県民に親しまれ、開かれた美術館としての活動をより幅広く推進するため、美術館が収蔵している作品を鑑賞できるよう岐阜県移動美術館を開催している。この岐阜県移動美術館の活動の一環として、学校との連携を具体的に構築し、各学校生徒のためのスクールミュージアムを開催する。

（開催基準）

第2条　スクールミュージアムは県内各地区全域において開催する。

2　スクールミュージアムは、県内に所在する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校かつ美術館が認めた学校との共催で開催する。

3　スクールミュージアムの開催時期、期間及びその規模等については、共催をする学校と美術館が協議のうえ美術館が決定する。

4　展覧会を開催する学校の会場は、美術館が展示するにふさわしいと認めた施設であること。

（美術品の取扱）

第3条　美術品等の輸送、展示等の取扱は、学芸員等美術品の取り扱いに十分な経験を有し、かつ信頼できる者が行うか、又は美術館学芸部の職員の立会いにより行うこと。

2　学校は、美術品等に盗難又は損傷が生じないよう、その管理には万全の体制をとること。

（費用）

第4条　スクールミュージアムに要する費用は、岐阜県が作品運搬展示費用と作品に関わる保険料及び教育等の指導にかかる旅費を負担し、それら以外に必要な費用は各学校が負担すること。

（収入）

第5条　観覧料は徴収しない。

（実施計画書、実施結果報告書）

第6条　学校は、スクールミュージアムの実施計画書及び実施結果報告書を美術館へ提出すること。

（その他）

第7条　この要綱に定めのない事項については、必要に応じて学校と協議して定める。

附則

この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。